

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 地域生活支援事業等の実施

地域生活支援事業は、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施が可能とされています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援事業、広域的な対応が必要とされる事業、障害福祉サービス等の質の向上やその従事者の育成、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

なお、市町においては、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センターなどの生活に直結する身近なサービスを実施します。

2 地域生活支援事業等の種類及び量の見込み等

(1) 専門性の高い相談支援事業

【事業実施に関する考え方】

発達障がいや高次脳機能障害等の専門的な相談支援を必要とする分野においては、県発達障がい者支援センターの運営や高次脳機能障害支援普及事業等の実施等により対応します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 発達障がい者支援センター運営事業	1	800	1	800	1	800
2 障がい児（者）療育支援事業	14		14		14	
3 障害者就業・生活支援センター事業	6	4,900	6	4,900	6	4,900
4 高次脳機能障害支援普及事業	7	4,000	7	4,100	7	4,200

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

【事業実施に関する考え方】

手話通訳者等の養成研修及び派遣事業の実施により、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	3	60	2	40	3	60
2 要約筆記者養成研修事業	1	20	1	20	1	20
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	1	15	1	15	1	15
4 失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	1	15	1	15	1	15
5 意思疎通支援者派遣事業	32		32		35	
6 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	11		11		11	

(3) 広域的な支援事業

【事業実施に関する考え方】

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、県障がい者自立支援協議会において、相談支援体制の構築について検討を行うとともに、アドバイザーを市町等へ派遣し、市町の相談支援体制の整備を支援するほか、精神障がい者の地域生活を支援するため、広域調整事業を実施し、各関係機関が連携できる体制を各地域に構築します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数
1 障がい者相談支援体制整備推進事業（アドバイザー派遣人数）		20		20		20
2 県障がい者自立支援協議会（開催の有無）	有		有		有	
3 精神障害者地域生活支援広域調整事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業（協議会の開催見込数）	25		25		25	
イ 地域移行・地域生活支援事業（ヒアリング従事者見込み者数）		74		74		74

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

【事業実施に関する考え方】

良質な障害福祉サービス等の提供や公平で公正な障害支援区分の認定を行うため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等に従事する者やその指導者、障害支援区分の認定に携わる者に対し、研修機会を提供することにより、人材育成や資質向上を図ります。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	3	110	3	110	3	110
(1) 障害支援区分認定調査員研修	1	60	1	60	1	60
(2) 市町審査会委員研修	1	30	1	30	1	30
(3) 主治医研修	1	20	1	20	1	20
2 相談支援従事者研修事業	4	176	4	176	4	176
(1) 初任者研修	1	60	1	60	1	60
(2) 現任研修	1	60	1	60	1	60
(3) 専門コース別研修	1	50	1	50	1	50
(4) 主任相談支援専門員養成研修	1	6	1	6	1	6
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	6	800	6	800	6	800
(1) 基礎研修	2	250	2	250	2	250
(2) 実践研修	2	250	2	250	2	250
(3) 更新研修	2	300	2	300	2	300
4 居宅介護従業者等養成研修事業	20	200	20	200	20	200
5 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	1	46	1	46	1	46
6 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	1	22	1	22	1	22
7 手話通訳者指導者養成事業	1	1	1	2	1	1

8 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	1	100	1	70	1	100
9 強度行動障がい支援者養成研修事業	4	240	4	240	4	240
(1) 基礎研修	2	140	2	140	2	140
(2) 実践研修	2	100	2	100	2	100
10 精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	1	70	1	70	1	70
11 ピアサポーター養成(スキルアップ)研修事業	6	57	6	57	6	57
12 障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護研修)	1	150	1	150	1	150

(5) その他の事業

【事業実施に関する考え方】

県障がい者社会参加推進センターの運営や生活訓練等事業の実施、手話通訳者の設置等障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な各種の事業を実施します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 日常生活支援						
(1)オストメイト社会適応訓練事業	4	30	4	30	4	30
(2)音声機能障がい者発声訓練事業	40	380	40	380	40	380
(3)その他の生活訓練等事業	14	3,440	14	3,440	14	3,440
ア 視覚障がい者専門指導事業	3	2,400	3	2,400	3	2,400
イ 聴覚言語障がい者専門指導事業	3	900	3	900	3	900
ウ 視覚障がい者生活訓練事業	3	20	3	20	3	20
在宅視覚障がい者点字講習事業	1	5	1	5	1	5
視覚障がい者家庭生活訓練事業	1	5	1	5	1	5

	中途視覚障がい者歩行訓練事業	1	10	1	10	1	10
	I 難聴者相談訓練事業	5	120	5	120	5	120
2 社会参加支援							
	(1)手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1
	(2)字幕入り映像ライブラリー事業	1	60	1	60	1	60
	(3)点字広報等発行事業	1	500	1	500	1	500
	(4)点字即時情報ネットワーク事業	1	60	1	60	1	60
	(5)障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	1	60	1	60	1	60
	(6)県障がい者社会参加推進センター運営事業	1		1		1	
	(7)精神障がい者家族研修事業	1	100	1	100	1	100
	(8)身体障害者補助犬給付事業	1	1	1	1	1	1
	(9)奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	2	50	2	50	2	50
	(10)スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	16	405	19	2,905	16	405
	ア 県障がい者スポーツ大会開催事業	—	—	3	2,500	—	—
	イ 障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
	ウ 障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30
	(11)芸術・文化講座開催等事 (視覚障がい者文化祭・一般教養講座)	10	500	10	500	10	500

※ 3年度の「県障がい者スポーツ大会開催事業」は、新型コロナウイルス感染症予防のため休止し、規模を縮小し開催予定の全国大会への派遣選考記録会のみを実施します。また、5年度の数等は、次期愛媛県スポーツ推進計画で検討します。

(6) 特別支援事業

【事業実施に関する考え方】

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実に図るために必要な各種事業を実施します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 意思疎通支援従事者資質向上特別支援事業	2	3	3	4	2	3
2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業	0	0	1	1	0	0

3 見込量確保のための方策

地域生活支援事業の必要見込量を確保するため、次のような取組みを行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）において、相談支援や発達支援、就労支援のほか、発達障がいへの理解を深めるための情報発信や研修会の開催、地域における関係機関のネットワークづくりへの支援など、発達障がい者等に対する総合的な支援に努めます。

障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、県立子ども療育センター等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。

福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面と生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において支援手法等に関する研修を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の肢体不自由などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）等の養成及び資質向上に努めるとともに、各種大会や会議等への派遣を支援

し、意思疎通支援の確保・充実を図ります。

(3) 広域的な支援事業

県障がい者自立支援協議会及び同協議会専門部会を設置し、障がい者等への支援体制の整備について協議、検討を行うとともに、相談支援従事者研修の実施等を通じて、県内の相談支援体制の充実・強化に努めているほか、市町地域自立支援協議会の機能強化及び活性化を図るため、引き続き、相談支援アドバイザーの派遣や地域の中核として活躍できる相談支援専門員を養成するなど、地域における相談支援体制の強化を図ります。

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施するとともに、特に、障がい児については、医療的ケア児等支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修を行います。

(5) その他の事業

障がい者等の日常生活や社会参加を促進するため、引き続き、各種事業を実施します。